

旧小津邸
指定管理者仕様書

平成 30 年 8 月

松阪市産業文化部 文化課

目 次

I. 業務対象施設の概要	P 1
1 施設の目的	P 1
2 名称、所在地	P 1
3 施設の内容	P 1
4 休館日	P 2
5 施設の利用時間（開館時間）	P 2
II. 指定管理者の業務	P 2
1 業務の推進体制に関すること	P 3
2 管理業務となる事業	P 3
運営業務	
① 施設運営	
ア 文化財施設公開業務	P 3
イ 施設の特徴を生かした文化財を身近に利用することができる 機会の提供	P 4
ウ 資料の閲覧対応業務	P 6
② 広報宣伝・プロモーション	
ア 施設の広報	P 7
イ 情報収集・発信	P 7
ウ 企画展・特別展等の企画実施	P 7
3 自主事業	P 7

(別紙) 旧小津邸備品一覧

I 業務対象施設の概要

1 施設の目的

旧小津邸（現：松阪商人の館）は、三代目以降が清左衛門を襲名した江戸店持ちの伊勢商人である小津家の本宅であり、商人が軒を並べた本町通りの南側に位置する。土地は平成3年に市が買い上げ、同年3月に「旧小津清左衛門家」として市指定史跡に指定し、建造物は平成3年と平成5年に市が買い上げ、慎重な保存修理と復原整備によりほぼ明治以前の姿に戻したことが評価され、平成10年3月に「旧小津家住宅」として県指定文化財に指定された。

今後も、適正な維持管理を行い、積極的に活用していくことで、文化財のもつ歴史的価値などの魅力を伝え、ひいては文化財保護に係る普及啓発、文化振興及び観光振興を促進することを目的とする。

2 名称、所在地

名 称 旧小津邸（平成31年3月31日までは松阪商人の館）
代表所在地 松阪市本町2195番地

3 施設の内容

(1) 施設用途面積

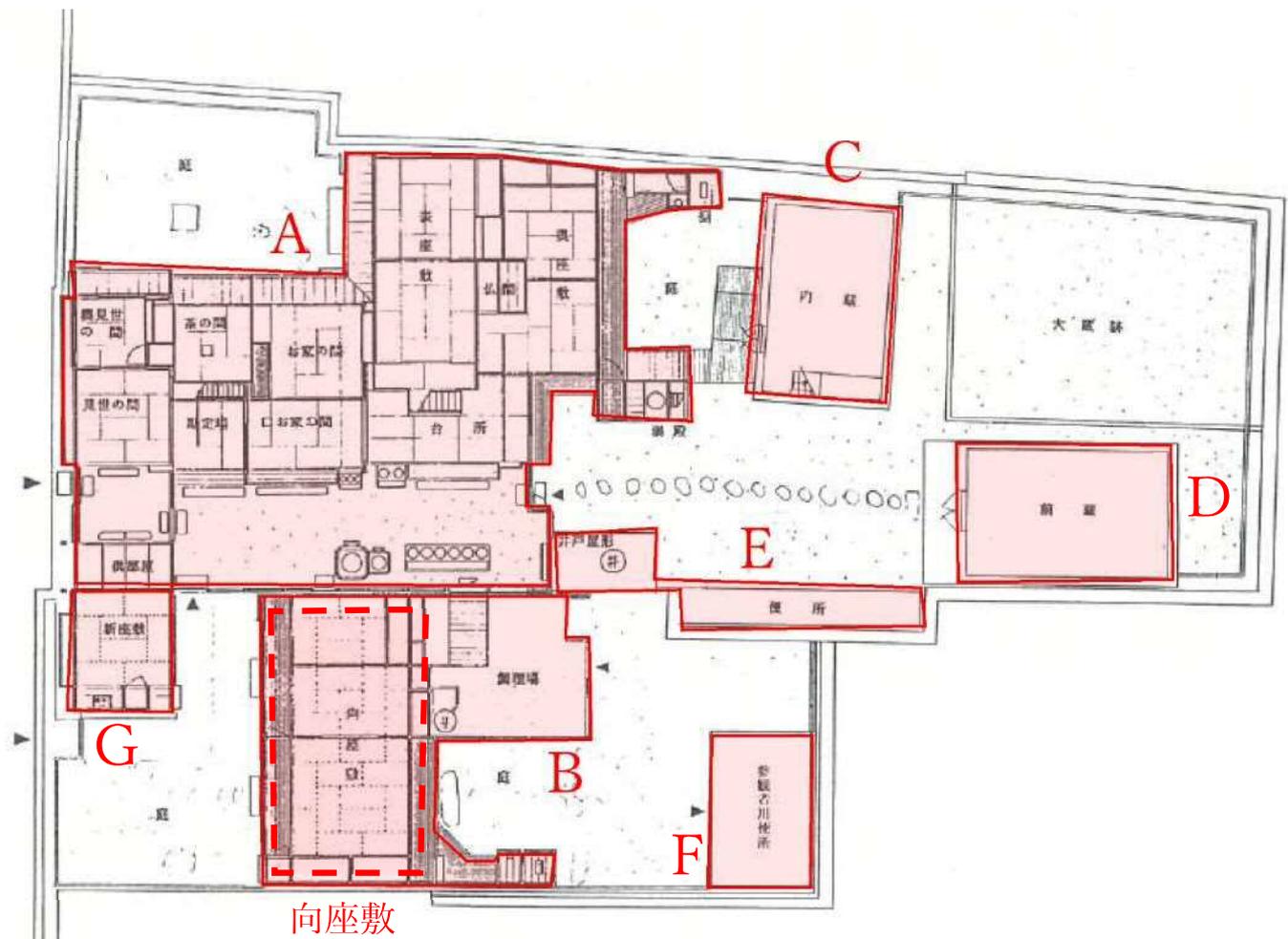
所在地 松阪市本町2195番地、松阪市本町2195番地4

敷地面積 1118.51 m²

延床面積 748.14 m²

(2) 施設の概要・全体概要図

・主屋（公開）	412.63 m ²	・・・	A
・向座敷、料理場（公開、一部貸館）	113.80 m ²	・・・	B
・内蔵（1・2階展示）	73.03 m ²	・・・	C
・前蔵（非公開）	85.34 m ²	・・・	D
・井戸屋形厠（非公開）	24.74 m ²	・・・	E
・来館者用トイレ	19.50 m ²	・・・	F
・管理棟	19.10 m ²	・・・	G



4 休館日

月曜日、及び年末年始（12月30日から翌年1月2日まで）

※ 月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日。

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することもできる。

5 施設の利用時間（開館時間）

午前9時から午後5時まで

※ 松阪市教育委員会の承認を得て、開館時間を延長し、又は短縮することもできる。

II 指定管理者の業務

指定管理者が行う主な業務の内容と基本的事項に関しては、豪商のまち松阪観光情報センター・旧長谷川邸・旧小津邸・原田二郎旧宅指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）『I 指定管理者の募集について』中、『3 指定管理者が行う管理の基準』に従うものとする。

また、業務の範囲については、募集要項『I 指定管理者の募集について』中、『4 指定管理者が行う業務の範囲』によるものとし、旧小津邸の具体的な業務内容及び履行方法については、本仕様書のとおりとする。特に、現在、第三者に委託している業務の詳細な内容及び履行方法については旧小津邸仕様書別冊を参照されたい。

なお、業務を行うにあたり業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、原則として松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、事前に松阪市への届出が必要となる。この際、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「Ⅱ申請手続きについて」の「1 応募の資格等」、「(2) 応募者の制限」に準じるものとする。

1 業務の推進体制に関すること

- ① 旧長谷川邸に準じた管理運営を行うこと。
- ② 文化財のき損等が発生した場合は、遅滞なく市に報告すること。
- ③ 展示等の企画力・説明力など文化財を活用した集客企画力を有する体制とし、点在する文化財施設を面的に活用すること。
- ④ 職員の勤務形態は、旧小津邸の運営に支障がないよう定め、必要に応じシフト管理を行うこと。

2 管理業務となる事業

運營業務

① 施設運営

ア 文化財施設公開業務

旧小津邸への入館者受け入れを行い、施設の案内、説明を行うほか、苦情や問い合わせへの一次対応、その他旧小津邸来館者への対応業務を行う。

(ア) 入館料及び観覧料等

a 入館料の額

施設への入館料の上限は、松阪市旧小津邸条例に定められており、指定管理者は以下の金額の範囲内で、松阪市長の承認を得て入館料を定める。入館料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	200円	160円
	団体	160円	120円
6歳以上 18歳以下	個人	100円	80円
	団体	80円	60円

※ 団体は、20人以上の場合に適用する。

※ 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。

※ 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち旧小津邸に係る金額を指す。

b 観覧料等の額

入館料のほか、指定管理者は特別の事業を実施するとき、その期間に限り、その都度別に定める観覧料、その他利用に係る料金を松阪市長の承認を得て設定することができる。

c 入館券及び観覧券の作成

指定管理者は、上記に定める入館料及び観覧料等について、入館券及び観覧券を作成し、入館券又は観覧券と引き換えに収受すること。

d 入館料の免除

指定管理者は、松阪市長が特に必要と認める場合においては、入館料の免除を行うことができる。

e 入館料及び観覧料等の帰属

入館料及び観覧料等については、指定管理者の収入とする。

入館料と観覧料等は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成31年4月1日から平成34年3月31日までのものを指定管理者の収入とする。

イ 施設の特徴をいかした文化財を身近に利用することができる機会の提供

指定管理者は、松阪市旧小津邸条例に基づき、貸出対象施設について使用許可を行う。

(ア) 向座敷の活用

a 貸出の対象となる施設は以下のとおりである。

向座敷

b 利用の調整

指定管理者は、施設の運営方針を踏まえ、施設の効用が最大限発揮できるよう、貸出を行うこと。その際には、公の施設としての公平性及び公益性に配慮しつつ、効果的・効率的な運営となるよう必要な調整を行う。

c 利用許可と利用制限

指定管理者は、松阪市旧小津邸条例の規定により、向座敷の利用許可を行う。

また、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、旧小津邸の向座敷の利用を許可しないものとする。

- (a) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (b) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (c) 旧小津邸の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (d) 専ら営利又は宣伝を目的とした利用であると認めるとき。
- (e) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

d 利用許可の取消し等

指定管理者は、以下の事由に該当するときは、利用許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることとする。

- (a) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたと認めるとき。
- (b) 利用の許可の条件に違反したと認めるとき。
- (c) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

e 利用者に課す義務

指定管理者は、以下の事項について必要な場合は規程を定めて施設等の利用者に遵守させ、施設の適正な管理運営を維持する。

- (a) 利用権の譲渡等の禁止
- (b) 施設等の変更禁止
- (c) 原状回復の義務
- (d) その他遵守義務

f 利用料

(a) 利用料の額

施設の利用料の上限は、松阪市旧小津邸条例に定められており、指定管理者は以下の金額の範囲内で、松阪市長の承認を得て利用料を定める。利用料の承認を受けたときは、あらかじめ周知し実施すること。

区分	利用料	
	全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満
市民が利用する場合	4,320円	2,160円
市民以外が利用する場合	6,480円	3,240円

※ 市民とは、松阪市内に住所を有する者、松阪市内に存する事務所もしくは事業所に勤務する者又は松阪市内に存する学校に在学する者をいう。

(b) 利用料の免除

指定管理者は、松阪市長が特に必要と認める場合においては、利用料の免除を行うことができる。

(c) 利用料の帰属

施設等の利用料は、指定管理者の収入とする。

利用料は、利用日の属する年度の収入とすることとし、平成31年4月1日から平成34年3月31日までのものを指定管理者の収入とする。

ウ 資料の閲覧対応業務

旧小津邸に所蔵されている史資料について、閲覧希望者からの求めに応じ、対応する。

(ア) 閲覧の時間および場所

閲覧は、開館時間内において旧小津邸で行うこととする。

(イ) 資料数

文書 約 5,300 点

家具・民具 約 1,800 点

(ウ) 資料の管理

旧小津邸に備えられている目録により管理する。

(エ) 資料の整理

閲覧希望に迅速に対応できるよう、随時、適切な整理及び管理をすること。

(オ) 閲覧料の額

指定管理者は閲覧に係る料金について、あらかじめ松阪市長の承認を得て設定することができる。

(カ) 閲覧料の帰属

閲覧料については、指定管理者の収入とする。

閲覧料は、閲覧日の属する年度の収入とすることとし、平成31年4月1日から平成34年3月31日までのものを指定管理者の収入とする。

◎ 広報宣伝・プロモーション

ア 施設の広報

指定管理者は、旧小津邸の利用者等に対するPR用パンフレットやポスターを作成し、求めに応じ常時配布および掲示できるようにすること。

イ 情報収集・発信

旧小津邸の公開業務に必要な情報収集とその情報の発信・提供等、付随する業務を行う。

ウ 企画展・特別展等の企画実施

旧小津邸の文化財資源を活用した企画展・特別展等を年3回以上開催する。

3 自主事業

指定管理者は、本業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。ただし、実施の制限は向座敷の利用制限の例による。

なお、本施設については、施設自体が市指定史跡「旧小津清左衛門家」ならびに県指定有形文化財「旧小津家住宅」であること、伊勢商人の名を世に知らしめた松阪を代表する商家であることなど、これらの事実・特色を踏まえ、それらを活かした事業であること。また、地元住民の利用も見据えた憩いの場の創生にも考慮すること。

- (1) 自主事業を実施する場合は、松阪市に業務計画書を提出し、事前に松阪市の承認を得なければならない。
- (2) 自主事業について得た収入については、指定管理者に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、指定管理期間終了に伴い、現指定管理者が変更となる場合は、自主事業を終了させ、原状回復を行わなければならない。

旧小津邸備品一覧

備品番号	品名	品質規格	数
25832 ほか	座卓		10
25842	手提金庫		1
25843	耐火金庫		1
25844	スチール製書庫（扉等付）		1
25847	脚立	アルミ	1
25848	チェックライター	レバー式	1
25849	ホワイトボード		1
25852	傘立て		1
25853	その他の暖房用機器	家具調こたつ一式	1
25854	食器戸棚		1
25855	時計	掛け時計	1
25856	冷蔵庫		1
25859	掃除機		1
1003191	DVDプレーヤー	日立 DVL-PF9	1
1009729 ほか	消火器	消火器 蓄圧式	8
1014774	陳列戸棚	ガラスショーケース	1
1015825	テレビ	液晶テレビAQUOS LC-32H11	1
1016434	模写伝送送信機（FAX）	FAX Panasonic KXPD304DLT	1
1020125	監視用ビデオカメラ	監視カメラ アルコムRD-CA210	1
1024023	パンフレットスタンド	エヌケイKPA-A416	1

※上記のほか、協定締結時まで追加される可能性があります。